

令和6年度 第3回 宮崎地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和6年8月9日(金)午後8時29分～8時55分

2 場 所

宮崎合同庁舎2階 共用大会議室

3 出席者 (五十音順)

公益代表委員	古賀、橋口、三島、宮川、森部
労働者代表委員	鎌田、重黒木、白崎、田中、土居
使用者代表委員	河野、酒匂、中原、野口
事 務 局	坂根労働局長、吉野労働基準部長、中玉利賃金室長、高田室長補佐

4 議事内容

【室長補佐】

ただ今から第3回宮崎地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、本日の出欠状況でございますが、使用者代表委員の久富委員が業務の都合により欠席となっております。

現時点で1名が欠席となっておりますので、

本日の委員の出席は、

公益代表委員 5 名

労働者代表委員 5 名

使用者代表委員 4 名

計 14 名

です。

これは、最低賃金審議会令第5条第2項に規定された定足数、「委員の3分の2以上出席」などを満たしておりますことをご報告いたします。

本日の議事録の確認は、白崎委員と河野委員にお願いします。

また、当審議会の開催について公示を行ったところ、3名の申し込みがありましたが、先ほど終了した専門部会後に帰られたため、傍聴者はいないことをご報告申し上げます。

報道機関の方のカメラ等の撮影は、審議会公開要領に開始直前までとされていますので、撮影を終了していただくようお願いいたします。なお、記者の方の傍聴は傍聴席にて可能となっております。

これからの議事進行につきましては、橋口会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

【橋口会長】

皆様、夜遅くまでご苦勞様でございます。それでは、早速、議題に入りたいと思います。

さきほど開催されました宮崎県最低賃金専門部会におきまして、専門部会報告が採択されましたので、審議経過などにつきまして、森部部会長から報告をお願いします。

【森部部長】

それでは、専門部会の審議概要を報告します。

令和6年7月5日に、宮崎労働局長から宮崎県最低賃金の改正についての諮問を受け、7月29日に第1回専門部会を開催いたしました。ここでは、労使から基本的見解の表明、金額提示が行われたほか、宮崎県最低賃金と生活保護水準との比較結果が事務局から報告され、令和4年度の宮崎県最低賃金が生活保護水準を下回っていないことが確認されました。

8月7日に第2回専門部会、9日に第3回専門部会を開催し、金額提示を踏まえて、協議を重ねてまいりましたが、残念ながら合意には至らず、公益見解を示して採決することを了承いただきました。

採決の結果、公益見解を踏まえ、宮崎県最低賃金を

時間額952円、引上げ額55円、引上げ率6.13%

に改正すること、また、発効日は法定どおりとすること、という結論に達しましたので、報告いたします。

なお、専門部会で提示しました公益見解について、お手元の公益委員見解により、その概要について説明いたします。

令和6年度宮崎県最低賃金の改定審議にあたりまして第1回宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会において労使それぞれから基本的見解が理由とともに示され、本日まで計3回にわたって審議を行ってまいりました。1が労側の主張をまとめたものになります。

続きまして、次のページ2が使側の主張になります。そして3ページからが公益見解となります。このような労使からの基本的見解と金額提示がありました。真摯に議論をしていただきましたが、提示金額に乖離があり、最後まで引き上げ額に関して意見の一致を見るに至らず、公益見解に基づき判断することについて、各側からの了承を得られましたので、公益見解をお示ししますのが「ここから」以下になります。

5ページの第2パラグラフのところが特に重要になりますが、総合的に勘案した結果、令和6年度宮崎県最低賃金については宮崎県における消費者物価指数を特に勘案することとし、中央目安小委員会と同じく令和5年10月から令和6年6月までの9か月間とするが、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策の影響を考慮し、水道光熱の項目を除外した6.17%に基づき現行の897円から55円引き上げて952円とし、発行日は法定どおりとすることが妥当ということと考えます。

これが公益見解の趣旨になります。以上です。

【橋口会長】

それでは、事務局は、専門部会報告の写しを配付してください。

(専門部会報告写しを配付)

それでは専門部会報告を黙読して確認してください。

(各委員専門部会報告を黙読、確認)

皆さんご確認いただいたと思いますが、専門部会報告について、何かご意見はございませんか。

(意見なし)

それでは、専門部会報告を基に当審議会としての答申案を作成することとし、この案について多数決による採決を図りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは答申案の取りまとめを行いますので、その間、休憩といたします。

<休憩>

(答申案を作成、各委員へ配付)

【橋口会長】

それでは、配付された答申案を黙読ください。

(各委員答申案を黙読、確認)

こちらの答申案について、何かご発言、ご意見はございませんか。

(意見なし)

それでは、採決に移りたいと思います。

採決は、まず金額について採決していただいて、引き続き付帯決議の部分を採決していただくというように、分けて採決したいと思います。

採決については、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると判断されますので、非公開とします。傍聴人の方は、採決後にお呼びしますので、採決が終わるまで会議室の外でお待ちください。

なお、「反対」「賛成」の順におききします。

(傍聴人退室)

それでは、まず金額について採決させていただきます。引き上げ額 55 円、952 円という結論について、

「反対」の委員は、挙手をお願いします。

(挙手 4人)

次に、「賛成」の委員は、挙手をお願いします。

(挙手 9人)

次に、付帯決議案を答申に盛り込むことに関して採決を行います。

採決は、「反対」「賛成」の順におききします。

では、付帯決議案に「反対」の委員は、挙手をお願いします。

(挙手 0人)

次に、「賛成」の委員は、挙手をお願いします。

(挙手 13人)

(傍聴人入室)

ただ今の結果について、金額については、賛成多数により採択されました。

また、付帯決議については、全会一致で採択されました。

答申文作成のため、ここで若干お時間をいただきます。

【橋口会長】

それでは、労働局長に答申文をお渡ししたいと思います。

<会長から局長へ答申文を交付>

それでは、ここで、局長からご発言があるということなので、お願いします。

【労働局長】

本日は、橋口会長はじめ、公益代表・労働者代表・使用者代表の各委員の皆様、さらに、専門部会の森部部会長はじめ、専門部会委員の皆様におかれましては、専門部会に引き続いて、本審でのご審議を賜り、心より感謝申し上げます。

今年度における地域別最低賃金の改正審議につきましては、中央最低賃金審議会の答申において、最低賃金引上げの目安額が50円と示され、また、地域における経済・雇用の実態を見極めつつ、企業の実態を十分に踏まえた明確な根拠に基づく審議決定が行われることを期待するとされたところです。

委員の皆様におかれましては、本県における中小企業・小規模事業者の経営実態として、原材料費、エネルギーコスト等の高騰及び労務費を含む価格転嫁の問題を抱えている状況など、様々な視点を踏まえた上で、昨年以上に難しい判断をされなければならない状況にあったことと存じます。

専門部会では、それぞれの立場において、地域の実態を見極めながら真摯かつ慎重な審議を尽くしていただき、そして、本審におきましても、皆様のご判断のもとで、この答申をいただけましたことに、重ねて感謝申し上げます。

特に、答申において付帯決議が付されたことを、これまで以上に重く受け止め、関係部署と協議の上、本省をはじめ、県などの関係機関に対して、宮崎労働局の意見として伝えていく所存でございます。

宮崎県最低賃金は、今回の答申に基づき改正決定を行いますが、法令に基づく手続きを経た後、10月5日に発効の予定となります。

改正宮崎県最低賃金の適用に当たりましては、宮崎労働局をあげて広く周知を行なうとともに、

最低賃金の履行確保に取り組んでまいります。

また、答申の付帯決議にもございましたが、最低賃金引上げの影響を受ける中小企業・小規模事業者に対しましては、業務改善助成金をはじめとした各種支援の積極的な活用に全力を挙げて取り組んでまいります。

委員の皆様におかれましても、引き続きで恐縮ではございますが、改正された最低賃金の他、各種支援策の周知・広報等につきまして、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、今後とも最低賃金制度の円滑な運用に向けて、引き続きご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。御礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

【橋口会長】

ありがとうございました。

次に、今後の審議日程等について事務局に説明していただきます。

【賃金室長】

それでは今後の日程についてご説明します。

本日、答申を受けましたので、審議結果について、今日から公示いたします。

公示日の翌日から起算して 15 日を経過する日までが異議申し立て期間となりますので、今回の場合、15 日を経過する日は 8 月 26 日(月)となります。

異議申し出が行われた場合は、審議会を開き、当該異議について審議会の意見を出さなければ、都道府県労働局長は最低賃金の決定ができません。

例年、異議の申し出がでておりますので、今年も申出があるものとして、第 4 回審議会（異議審）を 8 月 27 日(火)午前 10 時に予定しております。

また、この日の審議会には、8 月 16、19 日に開催予定の特定最低賃金の検討小委員会の報告を行うこととしております。説明は以上となります。

【橋口会長】

次に、議題 3「宮崎県最低賃金専門部会の廃止について」ですが、

ただ今説明のあった異議審の日をもって、本専門部会を廃止することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

本日の会議は、これで終わりたいと思いますが、本日の会議記録につきましては、議事録を作成します。

本日の議事録の確認は白崎委員と河野委員にお願いいたします。

また、本日の議事録については、採決の部分は、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれがあることから、非公開とし、採決以外は、個人情報保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれはないと判断されますので、宮崎県最低賃金審議会運営規程第 7 条第 2 項の規定により公開したいと思いますがご異議はございませんか。

(異議なし)

本日の会議は、これで終わります。
皆様、長時間、大変お疲れ様でした。

会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員
